

判決年月日	平成21年3月25日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成20年(行ケ)第10153号		
<p>進歩性を欠くとして「任意の側縁箇所から横裂き容易なエアセルラー緩衝シート」に関する発明についての特許を無効とした審決が、出願時の技術水準に関する事実認定の一部に誤りがあるなどとして取り消された事例。</p>			

(関連条文) 特許法 29条 2項

[手続の経緯]

被告が原告を特許権者とする本件特許(登録時の請求項の数は3である。以下、各請求項に係る発明を「本件発明1」などという。)について無効審判を請求したところ、特許庁は、本件発明1ないし3についての各特許を無効とする旨の審決をした。原告は、審決の取消しを求めて、本訴を提起したが、その後、審決中、本件発明1及び2に係る各発明についての特許を無効とした部分の取消しを求めた部分について、訴えを取下げた。

[審決の要点]

本件発明3についての審決の判断の要点は、次のとおりである。

- 1 本件発明3は、刊行物1ないし4に記載された各発明(以下「刊行物1発明」などという。)並びに周知技術に基づいて当業者が容易に発明することができたものである。
- 2 審決は、本件発明3と刊行物1発明との相違点の一つとして、「長尺の該気泡シートを適当な寸法に側縁箇所から横断するように引き裂き裁断可能にするため、本件発明3は、エアセルラー緩衝シートのベース側のフィルムに『ブロー比が4以上でインフレーション成形された高密度ポリエチレン樹脂フィルム』を積層するに対して、刊行物1発明では、気泡シートに気泡シートを横断する切断用ミシン目を設けた点」を認定した。
- 3 審決は、上記相違点に係る本件発明3の構成のうち、インフレーション成形された樹脂フィルムを積層するとの点の容易想到性の判断の前提として、本件特許の出願時の技術水準について下記(ア)ないし(エ)のとおり的事实を認定した。
 - (ア) 「フィルムに易引裂性を与える手段としてフィルムに延伸を付与することは常套手段であり、そのような延伸フィルムが延伸方向に沿って引き裂き易く、直線的に引き裂ける傾向を有することも本出願前周知のことである。」
 - (イ) 「延伸フィルムを製造する手段として、押出フィルムを延伸処理すること又はインフレーション成形によりブロー比を調整することで延伸倍率を変え、延伸フィルムを製造することは、延伸フィルムの製造技術として選択可能な周知技術である。」
 - (ウ) 「甲第2ないし第4号証・・・の記載にあるように、延伸フィルムを積層フィ

ルムの少なくとも一層とすると、延伸フィルムの延伸方向への引き裂き性が良いことから、切断線を延伸方向と一致させると延伸方向に易引裂性となることを利用して積層フィルム全体に引き裂き性を付与することができることもよく知られた技術であると認められる。」

(エ) 本件明細書に「従来エアセルラー緩衝シートにおいて長手方向へ比較的真っ直ぐ引き裂くことができた旨記載されているように、エアセルラー緩衝シートのような積層構造体においても延伸された方向へ引き裂かれる特性があることがよく知られていたのである。」

[本判決の要点]

本判決は、次のとおり説示し、審決中、本件発明3 についての特許を無効とした部分を取り消した。

- 1 審決の事実認定(エ)のうち、「エアセルラー緩衝シートのような積層構造体においても延伸された方向へ引き裂かれる特性があることがよく知られていた」との点は、証拠に基づかないものであって、誤りというべきである。審決は、(ア)ないし(エ)に係る知見が、いずれも本件特許の出願当時、周知であったことを前提として、当業者が本件発明3 におけるインフレーション成形された樹脂フィルムを積層するとの構成に容易に想到することができたと判断したのであるから、本件審決の上記事実認定の誤りは、同判断に影響するものというべきである。
- 2 刊行物1 発明は、従来のエアセルラー緩衝シート(プラスチック気泡シート)は、カッターなどの切断道具を使用しなければ必要な寸法に切り裂くことができず、不便であったという課題を解決しようとするものであるという限りで、本件発明3 と共通するところがある。しかし、刊行物1 発明は、解決手段として、所定間隔でシートを切断することを前提として、気泡シートを横断する切断用ミシン目を設けた構成を採用したものであり、刊行物1 の記載を精査しても、「エアセルラー緩衝シートのような積層構造体においても延伸された方向へ引き裂かれる特性があること」に着目して、手裂き動作だけで簡単に真っ直ぐに任意の側縁箇所から横裂きできるようにするという発想についての示唆等があるとは認められない。また、刊行物1 に、「エアセルラー緩衝シートのような積層構造体においても延伸された方向へ引き裂かれる特性があること」を前提とした発明の構成を記載したと推測できるような箇所もない。
- 3 刊行物2 には、エアセルラー緩衝シートではなく、合成樹脂フィルムに関する知見ではあるが、フィルムにミシン目を入れる方法の問題点を解決するため、刊行物3 発明のように縦・横方向の延伸倍率等を規定することによって、フィルム自体に引裂方向性を持たせる方法が提案されるに至っていることが開示されており、合成樹脂フィルムに関しては、そのような知見が周知のものであったことがうかがわれる。そうすると、仮に、本件特許の出願当時において、合成樹脂フィルムに関する上記知見をエアセルラー緩衝シートにも等しく適用可能であると当業者が認識することができる技

術水準にあったとすれば、刊行物 2 及び 3 の記載は、当業者が、刊行物 1 発明の気泡シートを横断する切断用マシン目を設けた構成に代えて、気泡シートを構成するフィルムの縦・横方向の延伸倍率等を規定することによって、当該フィルム自体に引裂方向性を持たせるという発想に至る契機となり得るものである（なお、刊行物 3 それ自体には、刊行物 1 発明に対して、刊行物 3 発明の構成を適用することの契機となる記載は見当たらない。）。

- 4 しかし、本件特許の出願当時、「エアセルラー緩衝シートのような積層構造体においても延伸された方向へ引き裂かれる特性があることがよく知られていた」ということはできないから、合成樹脂フィルムに関する刊行物 2 及び 3 の上記知見等をエアセルラー緩衝シートにも等しく適用可能であると当業者が認識することができる技術水準にあったということとはできない。なお、刊行物 2 の記載は、積層させるフィルムとして、縦方向及び横方向に二軸延伸加工したフィルムを用いると、引裂方向性が悪くなるという問題があることを教示するものといえるところ、弁論の全趣旨によれば、インフレーション成形によりブロー比を調整することは、二軸延伸において縦方向と横方向の延伸倍率を調整することと同様の技術的意義があると考えられるから、仮に、刊行物 1 発明に対して刊行物 2 記載の知見を適用することを想定したとしても、当業者が、本件発明 3 におけるインフレーション成形された樹脂フィルムを積層するとの構成に想到することは、困難であったというべきである。
- 5 刊行物 4 発明は、縦方向及び横方向に二軸延伸したものではなく、また、成層（積層）する対象として具体的に開示されているのも、アルミニウム箔であり、また、刊行物 4 それ自体には、刊行物 1 発明に対して、刊行物 4 発明の構成を適用することの契機となる記載は見当たらないところ、本件特許の出願当時、「エアセルラー緩衝シートのような積層構造体においても延伸された方向へ引き裂かれる特性があることがよく知られていた」ということはできないし、アルミニウム箔の性質は、エアセルラー緩衝シートにおける「多数のエアセルラー 2 1・2 1...を形成した状態のキャップフィルム 2」とは同様のものと認めるに足りる証拠は、本件記録に照らしこれを見出すことができないから、ヒートシーラブル易引裂性フィルム（延伸フィルム）に関する刊行物 4 の上記の知見をエアセルラー緩衝シートにも等しく適用可能であると当業者が認識することができる技術水準にあったということとはできない。なお、インフレーション成形によりブロー比を調整することは、二軸延伸において縦方向と横方向の延伸倍率を調整することと同様の技術的意義があると考えられるから、仮に、刊行物 1 発明に対して刊行物 4 発明の構成を適用することを想定したとしても、当業者が、本件発明 3 におけるインフレーション成形された樹脂フィルムを積層するとの構成に想到することは、困難であったというべきである。
- 6 以上のほか、インフレーション成形された樹脂フィルムを積層するとの構成を採用することにより、任意の側縁箇所から手裂き動作によって簡単に、ほぼまっすぐに横

裂きすることができるエアセルラ－緩衝シートを提供するという本件発明3とは異なる思考過程により、刊行物1発明から出発して、本件発明3におけるインフレーション成形された樹脂フィルムを積層するとの構成に当業者が想到することが容易であったことを論理付けることができる旨の主張はされていないばかりか、そのようなことを認めるに足りる証拠は、本件記録に照らしこれを見出すことができない。